

環境報告書 2022



わたしは清掃工場のえんとつ。
「えんとつさん」と呼ばれています。
これから、環境報告書をご案内いた
します。

小平・村山・大和衛生組合



目 次

私たちの取組.....	1
第1章 事業概要.....	2
1 衛生組合のあらまし.....	2
2 私たちの組織.....	6
第2章 私たちの環境への取組.....	7
1 環境方針.....	7
2 環境負荷.....	9
3 環境対策.....	13
4 資源物の回収.....	17
5 容リプラ・ペットボトルの資源化.....	18
6 焼却熱の有効利用（こもれびの足湯）.....	19
7 焼却灰の有効利用.....	19
8 環境負荷を減らす取組.....	20
9 環境活動.....	20
10 ダイオキシン類についての取組.....	21
第3章 コミュニケーション.....	22
1 環境情報の公開.....	22
2 寄せられたご意見などについて.....	23
3 施設の見学.....	24
4 社会的活動.....	24
衛生組合のあゆみ.....	25

私たちの取組

小平・村山・大和衛生組合は、昭和40年2月に小平市、村山町（現・武蔵村山市）、大和町（現・東大和市）の1市2町により、設立された一部事務組合です。これまで半世紀にわたり操業を続けてこられましたのは、地域の皆様方のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

当衛生組合では、組織市3市の約35万人の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの焼却・減容などの中間処理、容器包装プラスチック及びペットボトルの選別・圧縮・梱包、焼却灰の最終処分場への運搬などを行っています。これらの事業により、衛生的かつ安全で安定的な処理を行うとともに、事業活動から生じる環境負荷の継続的な低減に努め、市民の皆様の快適で安心な生活環境を維持してまいります。

ごみ問題に関しましては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まずごみの発生抑制を目指し、行政や企業、そして市民の皆様、それぞれの立場で役割を果たしていくことが大切だと考えています。

今後も、当衛生組合では、組織市の市民及び組織市とともに廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、埋立量の減量化を推進し、良好な生活環境の維持と、限りある最終処分場の延命化への役割を果たしてまいります。また、地球環境の保全や周辺の地域・環境との調和など、循環型社会に向けた環境調和の推進に努力してまいります。



小平・村山・大和衛生組合

事務局長 足立 浩志

■ 報告する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■ 準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005年度版」東京都環境局

第1章 事業概要

1 衛生組合のあらまし

- (1) 設立年月日 昭和40年2月1日
- (2) 組織市（衛生組合の構成市） 小平市・東大和市・武蔵村山市
- (3) ごみ処理施設の概要
 - 所在地 小平市中島町2番1号
 - 敷地面積 約19,790㎡
 - 4・5号ごみ焼却施設 ストーカ式連続燃焼式焼却炉
 - 処理能力105t／24h×2基
 - 昭和61年11月しゅん工
 - 不燃・粗大ごみ処理施設
 - 処理能力28t／5h
 - 令和2年3月しゅん工
 - その他の施設
 - 不燃物積替場
 - 面積690㎡
 - 昭和43年12月しゅん工
- (4) 資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）
 - 所在地 東大和市桜が丘2丁目122番地の2
 - 敷地面積 約4,300㎡
 - 処理能力 容器包装プラスチック 17t／5h
ペットボトル 6t／5h
 - 平成31年4月しゅん工
- (5) 余熱利用施設
 - 足湯施設（こもれびの足湯）
 - 所在地 小平市中島町3番5号
 - 敷地面積 約1,140㎡
 - 平成19年3月しゅん工

(6) ごみ・資源物の処理の概要

① ごみ焼却炉



可燃ごみの流れ プラットホーム⇒ごみピット・ごみクレーン⇒
焼却炉⇒灰ピット・灰クレーン



プラットホーム



ごみピット・ごみクレーン



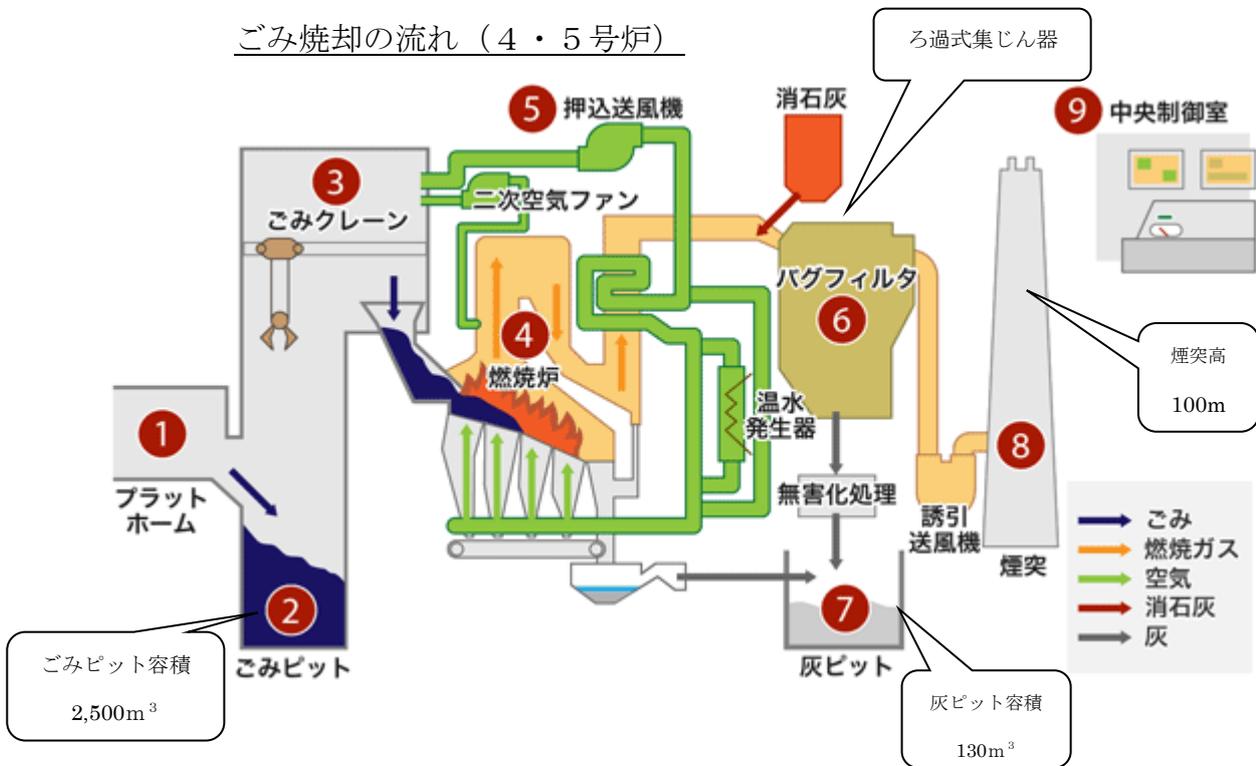
焼却炉の内部



灰ピット・灰クレーン

プラットホーム・・・ごみ収集車がごみピットへごみを投入する場所です。
 ごみピット・・・ごみを焼却するまで一時貯留する場所です。
 ごみクレーン・・・ごみピットのごみを焼却炉に運ぶクレーンです。
 焼却炉・・・ごみを900℃の高温で焼却します。
 灰ピット・・・焼却灰を一時貯留する場所です。
 灰クレーン・・・灰ピットの灰をトラックに積み込むためのクレーンです。

ごみ焼却の流れ (4・5号炉)



ろ過式集じん器 (バグフィルター)

⇒ 排ガス中のばいじんやダイオキシン類などを除去する設備です。

新しいごみ焼却施設の建設工事と可燃ごみ処理体制

組合では、令和2年度から、新しいごみ焼却施設の建設工事を行っています。

工事に当たり、令和2年12月末に3号ごみ焼却施設の稼働を終了し、その跡地に新ごみ焼却施設を建設します。

新ごみ焼却施設が稼働する令和7年10月までの間は、4・5号ごみ焼却施設での処理となり、定期補修等のために運転休止する期間については、可燃ごみの一部を、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理していただいています。

② 不燃・粗大ごみ処理施設

破碎設備…粗破碎機、高速回転破碎機

受入設備…ピットアンドクレーン方式

選別設備…手選別、磁力選別機、アルミ選別機

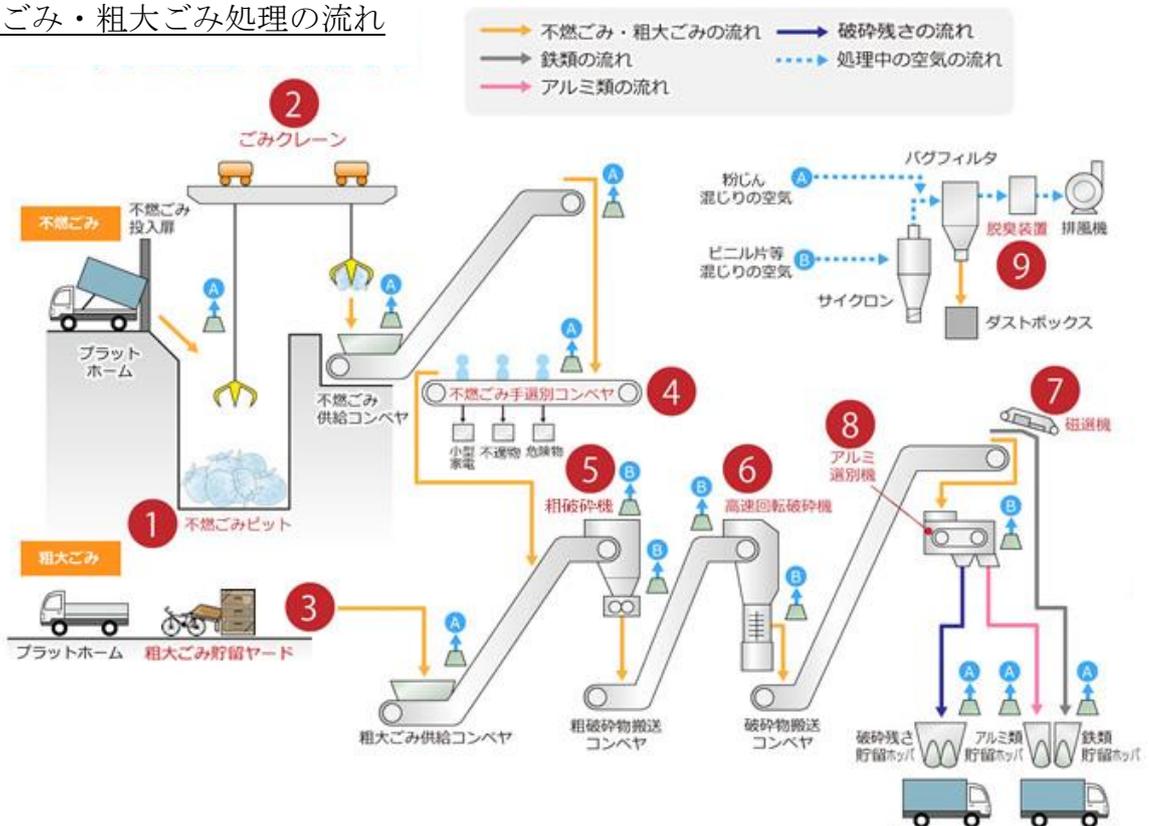
不燃ごみの流れ

プラットホーム⇒ ごみピット⇒ 供給コンベヤ⇒ 手選別コンベヤ⇒ 粗破碎機⇒ 高速回転破碎機⇒ 選別装置（鉄・アルミ・破碎残渣）

粗大ごみの流れ

プラットホーム⇒ 貯留ヤード⇒ 供給コンベヤ⇒ 粗破碎機⇒ 高速回転破碎機⇒ 選別装置（鉄・アルミ・破碎残渣）

不燃ごみ・粗大ごみ処理の流れ



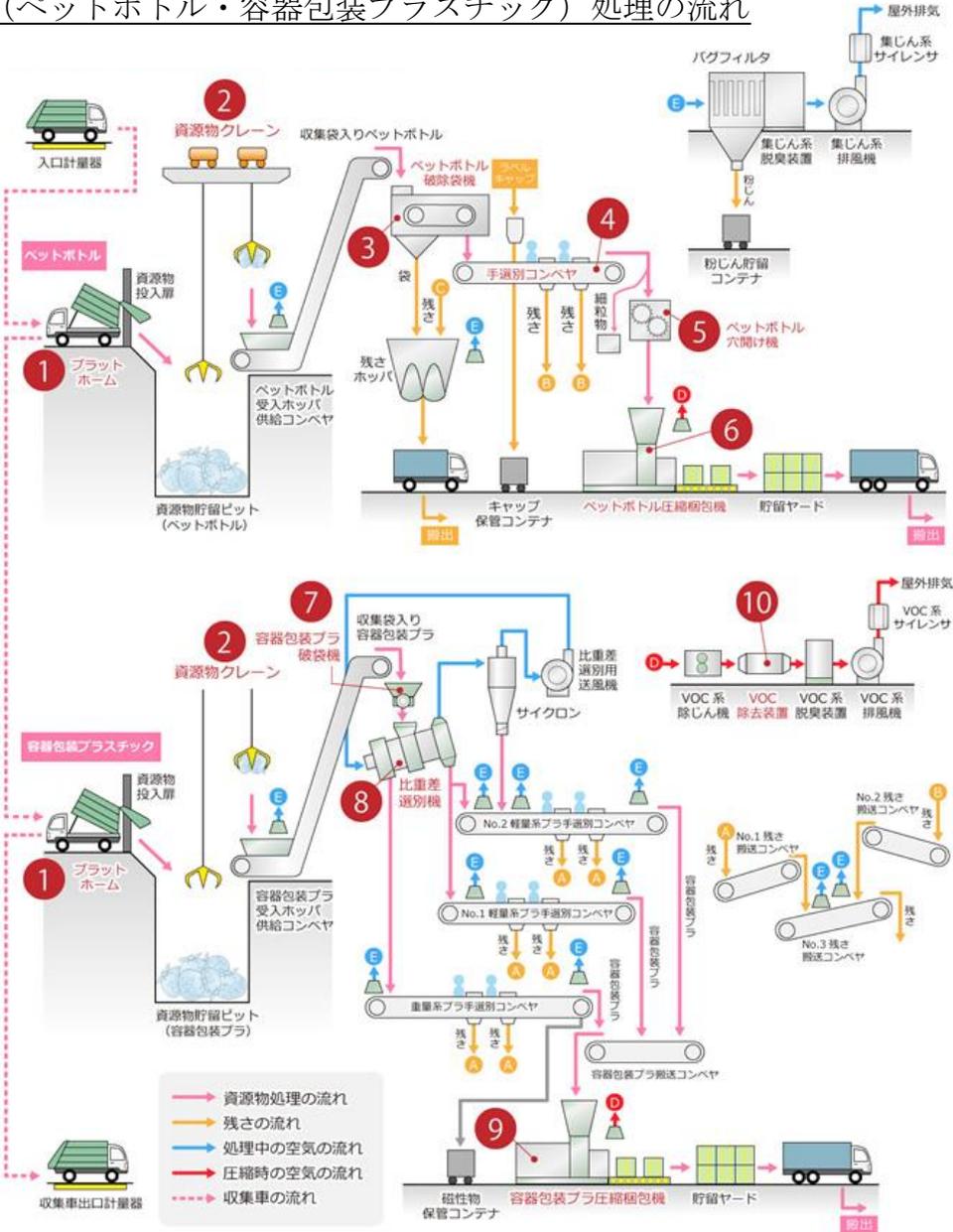
③ 資源物中間処理施設

受入設備： ピットアンドクレーン方式

選別設備： 自動機械選別 手選別

貯留・搬出設備： フィルム+PPバンド掛け圧縮梱包方式

資源物（ペットボトル・容器包装プラスチック）処理の流れ



VOC 揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。

※処理にかかる経費 (令和3年度原価計算より)

可燃ごみ	1トンあたり	26,910円
不燃・粗大ごみ	1トンあたり	81,237円 (注1)
資源物	1トンあたり	73,811円 (注2)

(注1) 破碎可燃物に係る焼却処理の経費を含む。
 (注2) 可燃残渣及び不燃残渣に係る処理の経費をそれぞれ含む。

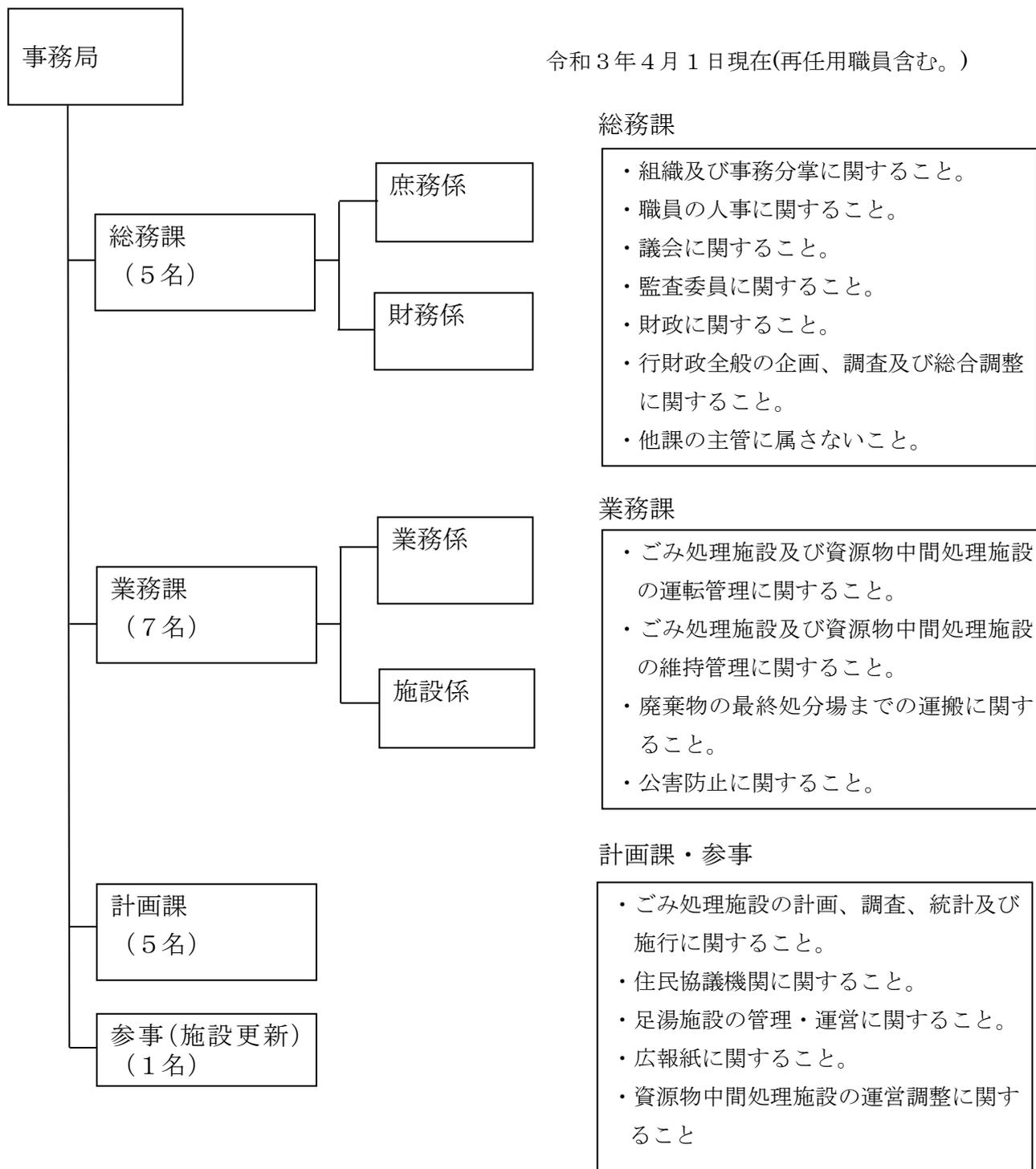
2 私たちの組織

事務局長をはじめ19名の職員により業務を行いました。

ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設のプラント運転・管理及び廃棄物の最終処分場への運搬は民間業者に委託しています。

ごみ焼却施設は、土曜日・日曜日を含めて、24時間の連続運転をしています。

不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設は、月曜日から金曜日の昼間に運転しています。



第2章 私たちの環境への取組

1 環境方針

(ごみ処理事業基本計画(平成27年3月)より抜粋)

環境調和の継続的推進

時代の要請に応じた環境対策を推進する。地球環境、広域的な地域環境及び周辺地域環境との調和の視点から、継続的に環境負荷の軽減を図る。

目指すべき将来像～継続的に環境負荷低減を図る事業運営

ここでは、環境を「地球環境」、「広域的な地域環境(3市及び立川市)」、「周辺地域環境」の3つの視点でとらえ、それぞれの環境に対する負荷が継続的に低減されている状態を目指す。

■ 省エネルギー(地球環境の視点)

ごみ処理施設の運営には、多くの電力、燃料等を必要とするため、まず、これらの使用量を低減する省エネルギー対策を進めていく必要がある。この結果、エネルギー消費に伴って発生する二酸化炭素の量も抑制され、地球温暖化への効果が期待できる。

■ ごみの適正処理・リサイクル対策(広域的な地域環境の視点)

広域的な地域におけるごみ処理事業者として、処理段階における再資源化機能を充実させることにより最終処分量を削減していく必要がある。

現在、組合では、粗大ごみからの金属類の回収や小型家電リサイクルによる再資源化を行い、最終処分量の削減を図っているところであり、今後も新しい廃棄物処理技術や廃棄物情勢の動向を見据えながら、さらなる資源化に取り組んでいく。

■ 公害の防止、美観の向上(周辺地域環境の視点)

ダイオキシン類等の有害物質の発生及び排出の抑制を継続させるとともに、施設周辺地域住民の生活に直接影響する振動・騒音や悪臭などの発生をなくしていく必要がある。

また、組合は緑豊かな環境の中に立地しており、特に隣接する玉川上水敷や野火止用水敷は、歴史的遺産と一体となった自然の残る地域として、都条例により歴史環境保全地域に指定されている。このような中で、これまでの組合の取り組みに加えて、地域からの視点を取り入れた周辺地域環境対策が必要となっている。このため、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、周辺環境と調和したごみ処理施設の姿を明らかにし、その姿に向けて段階的に整備、改善を進めていく。

施策

地球的規模で事業をとらえ、温暖化原因物質の発生を抑制し、資源化等の推進により最終処分量の減量を図る。また、広域的・地域・周辺地域との環境調和を推進する。

(1) 目標

- ・ 温室効果ガス排出の継続した抑制
- ・ 環境負荷の継続した低減
- ・ 市民・周辺住民からの苦情件数ゼロ

(2) 施策

○ 循環型社会に向けた環境調和の推進

◆省エネルギー対策の継続実施

現状では、設備台帳と設備動力負荷台帳との一体的な管理により、効率的なエネルギー管理が図られている。

今後も使用電力量等のデータを継続管理し、適正負荷の再検証、設備機器の簡素化及び高効率型への更新等によりエネルギー使用量の適正化を図っていく。

◆管理目標値の見直し

廃棄物の中間処理施設としての適正な処理を維持継続するとともに、施設から発生する環境負荷物質の排出量の削減に向けた取り組みを継続し、組合における再資源化等の取り組みを進め、不燃残さの発生量の抑制及びその質の向上を図る必要がある。

中間処理施設や最終処分場等を取り巻く環境の変化に対応するため、管理目標値の必要な見直しを継続的に行う。

○ 循環型社会に向けた普及啓発の推進

◆周辺地域環境との調和方策の検討

施設周辺地域住民と積極的に情報交換を行い、管理目標値や計測・調査結果等を公開することで、組合事業に対する理解を深めてもらうとともに、敷地内及びその周辺の美化を進め、周辺の自然環境との調和を図ることで信頼されるごみ処理施設を目指す。

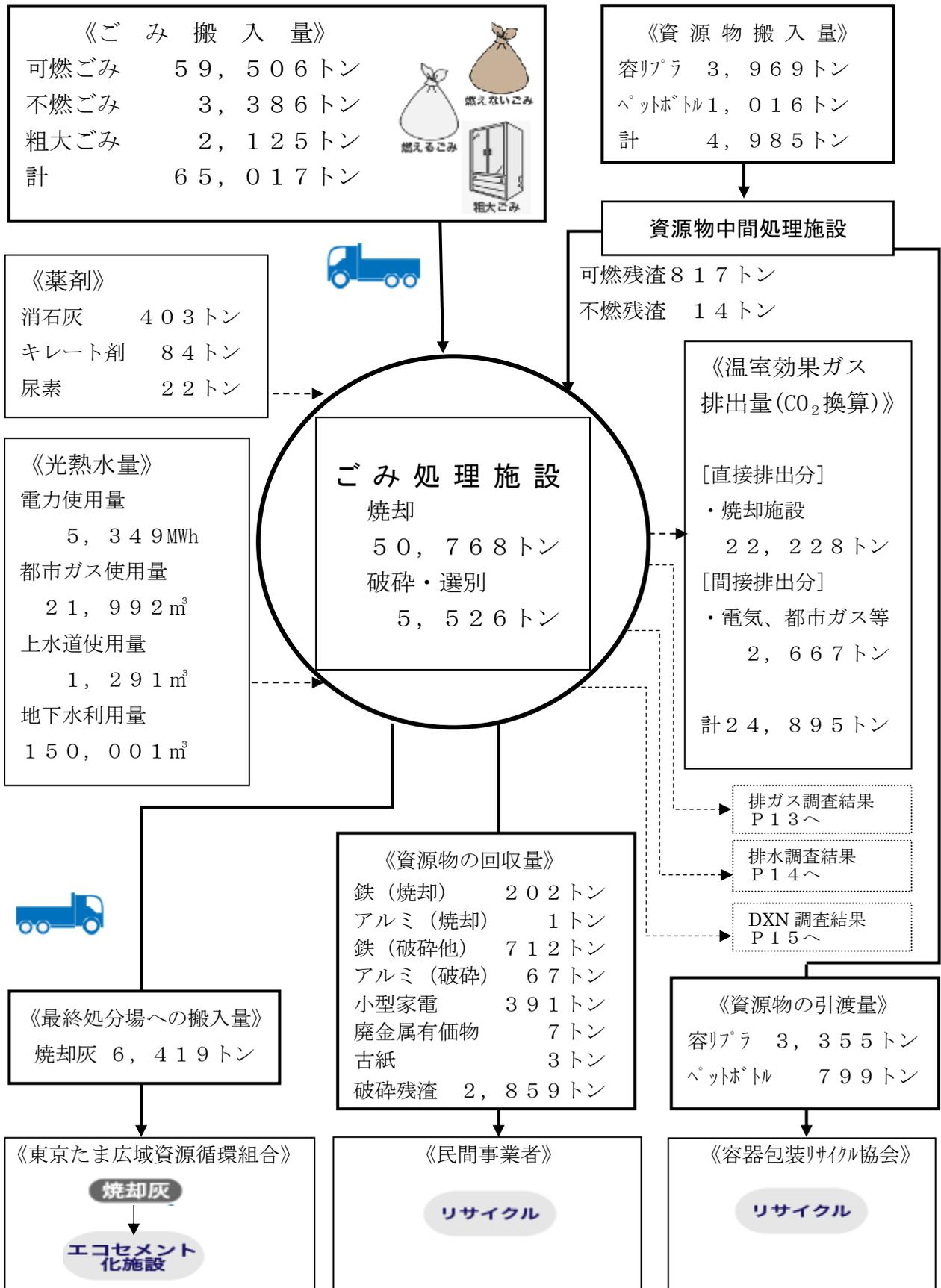
◆普及啓発事業の推進

循環型社会に向けた取り組みとして、市民にごみ処理事業やごみ処理施設に対する理解を深めてもらうには、まず実態を知ってもらうことが重要である。

組合の所有する様々なデータをホームページや広報紙等により積極的に提供するなど、ごみ処理事業に対する更なる理解を深めてもらうための普及啓発の推進が必要である。

2 環境負荷

(1) 令和3年度の物質収支

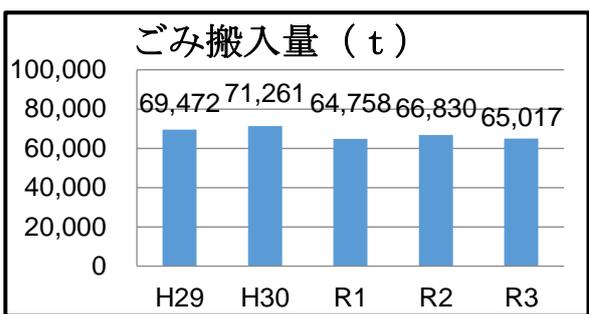


可燃ごみ搬入量には、多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設への処理委託(広域支援)量を含み、最終処分場への搬入量には、広域支援分の搬入量を含む。(広域支援については、P4 参照)

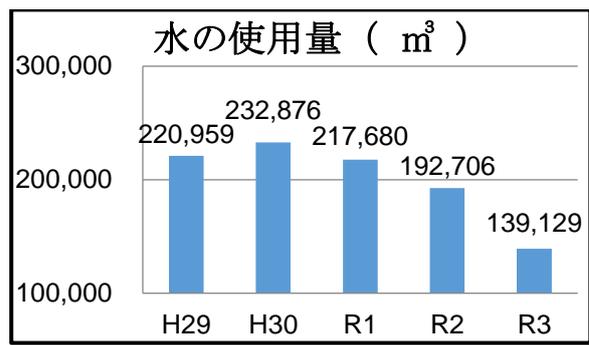
(2) 平成29年度から令和3年度までの推移(3号炉は令和2年12月に稼働終了)

①ごみ処理分

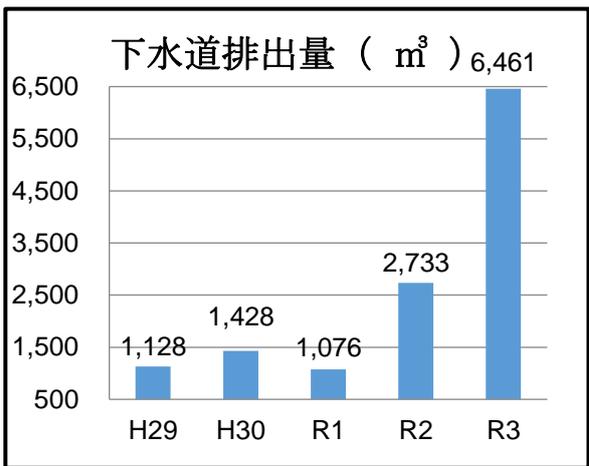
《ごみ搬入量》
 令和元年度に大幅に減少しましたが、令和2年度はやや増となりました。令和3年度は再び減少しています。



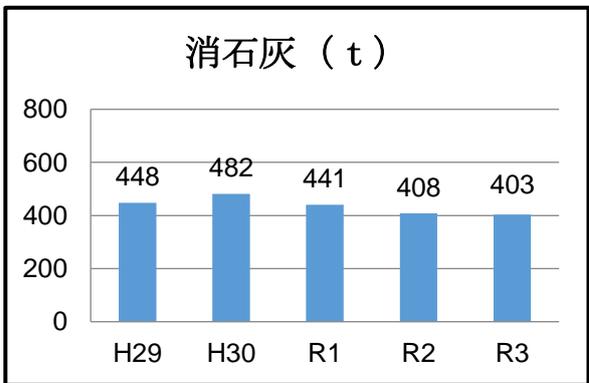
《水の使用量》
 主に地下水を排ガスの冷却等に利用しています。
 一度使用した水も、廃水処理施設で処理をして、再利用しています。



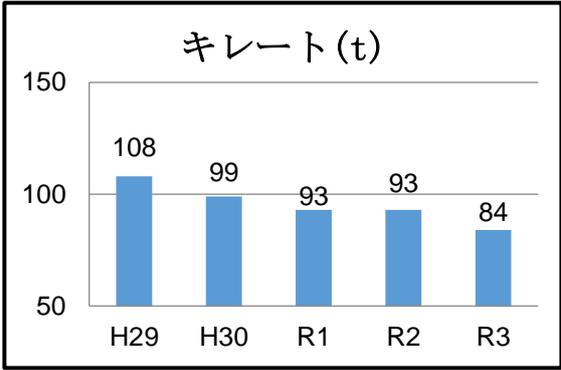
《下水道排水量》
 使用した水は、廃水処理施設(R3は仮設排水処理施設)で処理をして再利用しています。再利用できない分は、公共下水道に排水しています。
 ※足湯施設の排水を焼却炉の冷却水として活用していましたが3号ごみ焼却施設の稼働終了に伴い令和3年1月から下水放流しています。



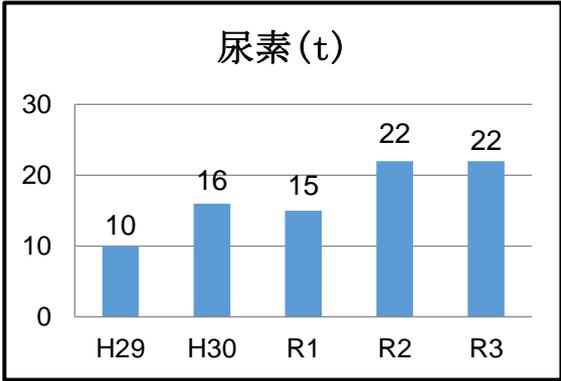
《薬剤購入量(消石灰)》
 消石灰は、排ガス中の塩化水素ガス等、酸性ガスの中和に使用しています。



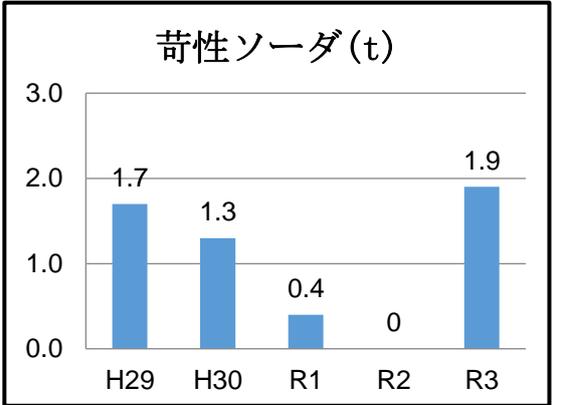
《薬剤購入量（キレート剤）》
 キレート剤は、焼却灰に含まれている重金属の溶出を抑制するために使用しています。



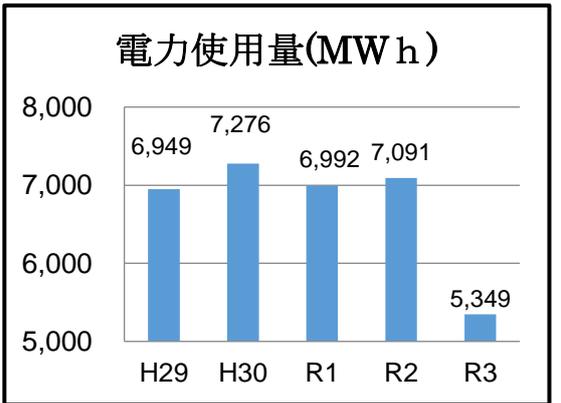
《薬剤購入量（尿素）》
 尿素は、4・5号炉排ガス中の窒素酸化物濃度を低減するために使用しています。



《薬剤購入量（苛性ソーダ）》
 苛性ソーダは、廃水処理施設（R3は仮設排水処理施設）や不燃・粗大ごみ処理施設の排水処理に使用しています。
 ※R2は在庫があったため購入していません。

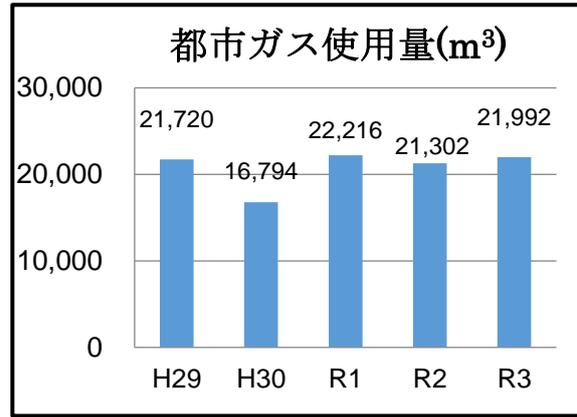


《電力使用量》
 送風機やポンプ、コンベアなど、ごみ処理施設の動力に電気が使われています。3号炉の稼働終了により R3は減少しました。



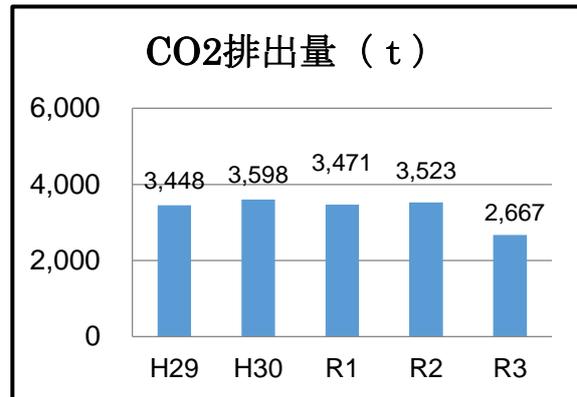
《都市ガス使用量》

ごみ焼却炉の助燃（立ち上げ時と立ち下げ時）に使用します。ごみは、燃えはじめるとその熱で燃え続けるので、ごみの焼却そのものには使用していません。



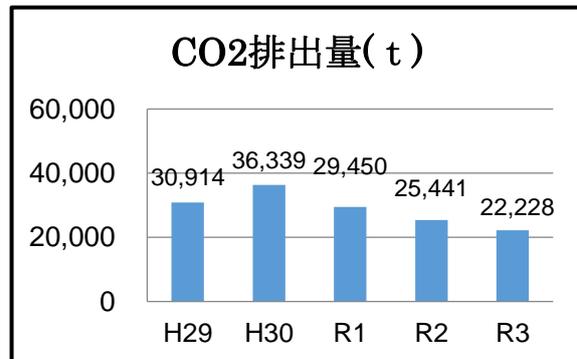
《温室効果ガス排出量(間接排出分)》

電気・都市ガス・水道等の使用に伴う温室効果ガスをCO₂排出量に換算した値です。



《温室効果ガス排出量(直接排出分)》

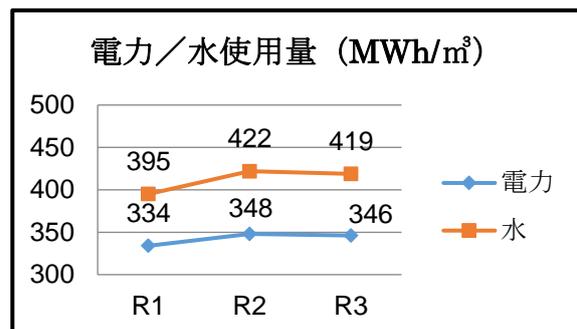
一般廃棄物の焼却や、灰を運搬するトラック等の自動車から発生する温室効果ガスをCO₂排出量に換算した値です。



②資源物処理分

《電力／水の使用量》

資源物中間処理施設の運転に使用しています。



3 環境対策

(1) ごみ処理施設 (3号炉は令和2年12月に稼働終了)

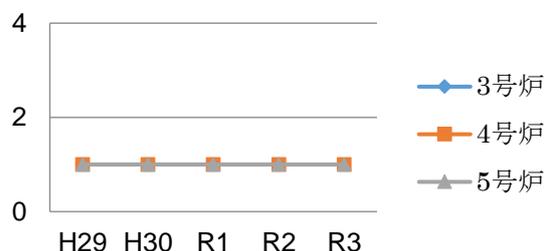
①排ガス

《ばいじん》

ごみ焼却時に発生するばいじんは、ろ過式集じん器 (バグフィルター) で除去しています。

※法規制値… 80 mg/m³N

ばいじん (mg/m³N)

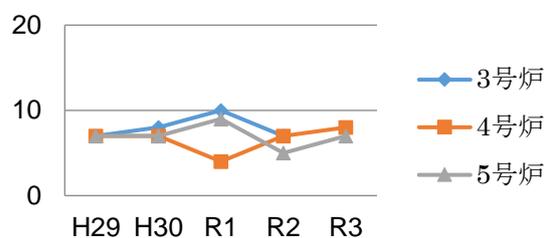


3炉とも定量下限値未満 (「1」未満) となっています。

《硫黄酸化物 (SO_x)》

ごみに含まれている硫黄分は、焼却により硫黄酸化物になります。硫黄酸化物は、消石灰と反応させて、低減しています。

硫黄酸化物 (ppm)

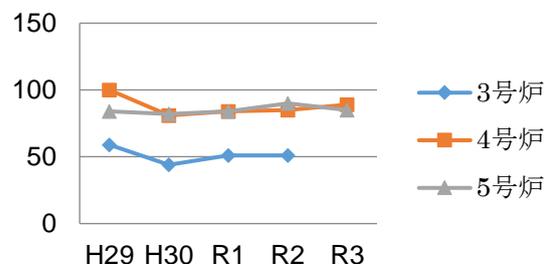


《窒素酸化物 (NO_x)》

燃焼過程で空気中の窒素と酸素が反応し、窒素酸化物が生成されます。また、ごみの中の窒素も燃焼過程で窒素酸化物となります。窒素酸化物は、尿素吹込み量や燃焼温度を管理することで、低減しています。

※法規制値… 250 ppm

窒素酸化物 (ppm)

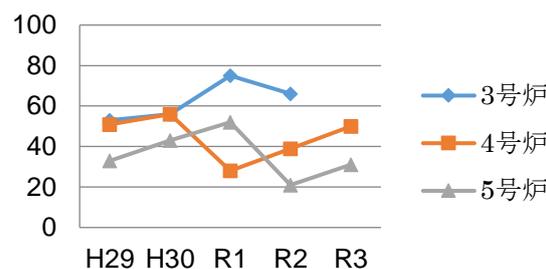


《塩化水素 (HCl)》

ごみに含まれる塩化ビニールなどが燃えると塩化水素ガスが発生します。塩化水素ガスは、消石灰と反応させて、低減しています。

※法規制値… 430 ppm

塩化水素 (ppm)



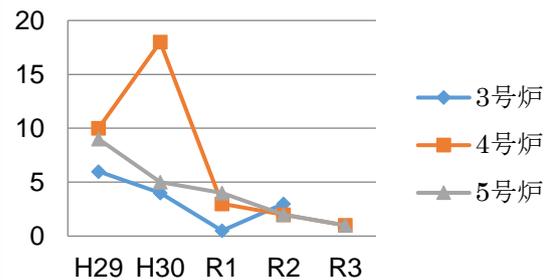
《水銀 (Hg)》

水銀が含まれているごみを焼却することで排ガス中に水銀が移行します。移行した水銀は、ろ過式集じん器（バグフィルター）で除去しています。

※排出基準値… 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$

(平成30年度4月1日施行)

水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)



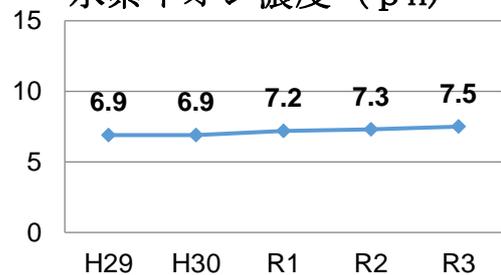
②排水

《水素イオン濃度 (pH)》

水の酸性/アルカリ性を示します。pH 7は中性を、これより低い値は酸性、高い値はアルカリ性であることを示します。

※排水基準値… pH 5 ~ pH 9

水素イオン濃度 (pH)

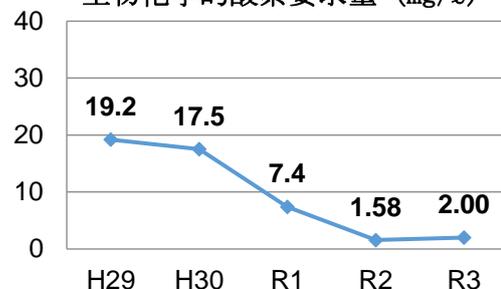


《生物化学的酸素要求量 (BOD)》

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに要した酸素の量。水質が悪いと値は高くなります。

※小平市下水道条例に基づく排水基準値… 5日間に 600 mg/ℓ

生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)

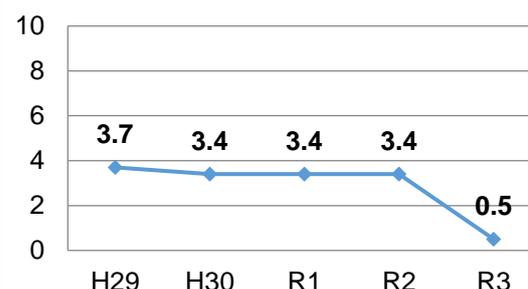


《浮遊物質 (SS)》

水中に浮遊している物質の量。水の濁りの目安となります。水質が悪いと値は高くなります。

※小平市下水道条例に基づく排水基準値… 600 mg/ℓ

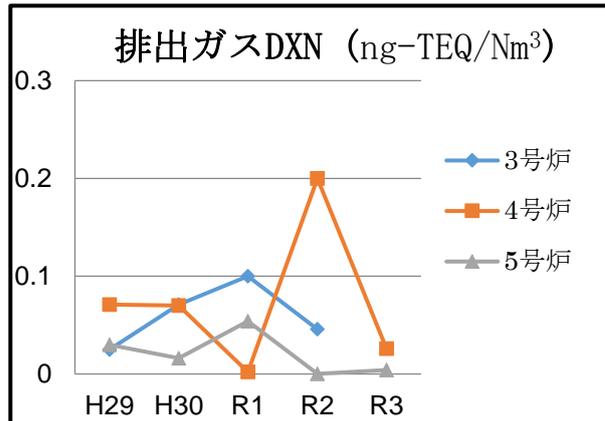
浮遊物質 (mg/ℓ)



③ダイオキシン類

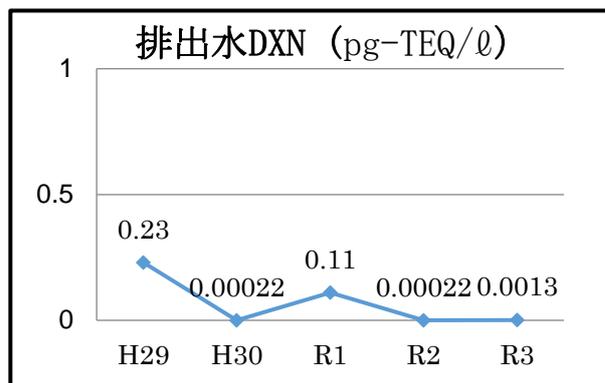
《排出ガス》

燃焼温度を900℃に設定し、ダイオキシン類(DXN)の発生を抑制しています。さらに、ろ過式集じん器で除去しています。
 ※排出基準値… 1 ng-TEQ/m³



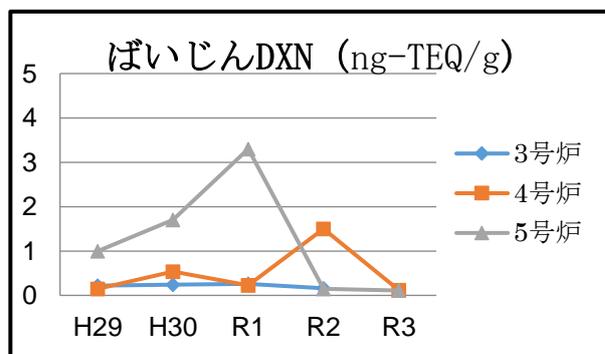
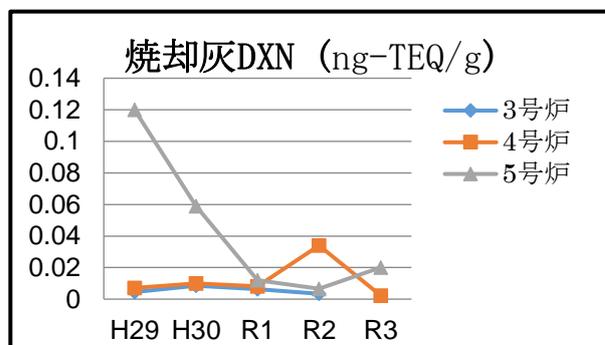
《排水水》

工場排水は、廃水処理施設で処理して再利用しています。再利用できない分を公共下水道に排水しています。
 ※排出基準値… 10 pg-TEQ/l



《焼却灰・ばいじん》

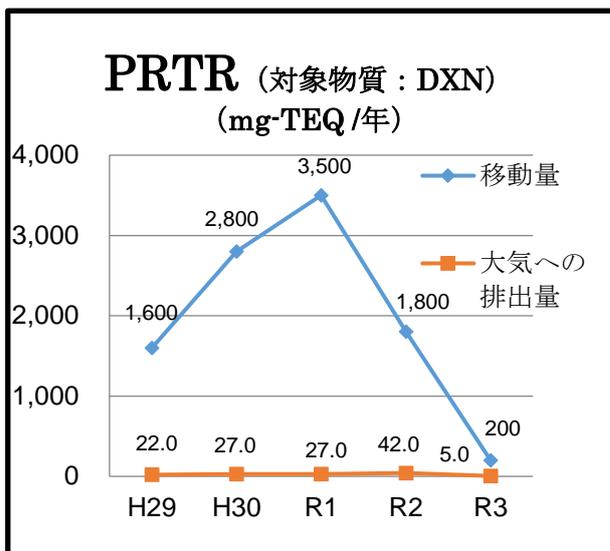
燃焼によって生成されたダイオキシン類(DXN)の一部は灰に入ります。灰には焼却炉から排出される「焼却灰」と、ろ過式集じん器から排出される「ばいじん」があります。このうち、「ばいじん」は、薬剤による処理をしてから最終処分場に搬出しています。



《化学物質排出移動量届出制度（PRTR）》

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の規定により、ダイオキシン類の大気への排出量や灰に含まれるダイオキシン類の移動量（最終処分場への搬出量）を、東京都へ届け出ています。

PRTRは、前ページ「③ダイオキシン類」の各データをもとに算出しています。



ダイオキシン類発生抑制対策

ダイオキシン類の発生を抑制するためには、3Tが重要とされています。具体的には、800℃以上の高温(Temperature)での燃焼、燃焼ガスの滞留時間(Time)の確保及びガスのかく拌(Turbulence)を行い、ごみをより完全に燃焼することです。

衛生組合における対策

- ①燃焼状態を一定に保つため、ごみピット内でごみの攪拌をたえず行い、ごみ質を均一にしています。
- ②燃焼ガスの滞留時間(Time)を長くするため、焼却炉の容積を大きくする改造をしています。
- ③燃焼管理温度を900℃に設定し、高温燃焼(Temperature)させています。
- ④燃焼ガスを攪拌(Turbulence)し、排ガス中のCO（一酸化炭素）濃度を10ppm（1時間平均値）以下に保ち、完全燃焼に心掛けています。
- ⑤集じん器入口の排ガス温度を200℃以下に保ち、ダイオキシン類の再合成を抑制しています。
- ⑥集じん器として、ろ過式集じん器（バグフィルター）を設置しています。

上記のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められている焼却施設の構造基準・維持管理基準に基づき、適正に維持管理を行っています。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

項目	収集車両出口	北側	足湯側	南側	基準値
臭気	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10
騒音	—	50	50	49	50
振動	—	41	45	43	65

※ 数値は測定結果中の最高値です。

(3) 資源物中間処理施設

項目		敷地境界(東)	敷地境界(西)	敷地境界(南)	敷地境界(北)	基準値
臭気	上半期	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	13
	下半期	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	

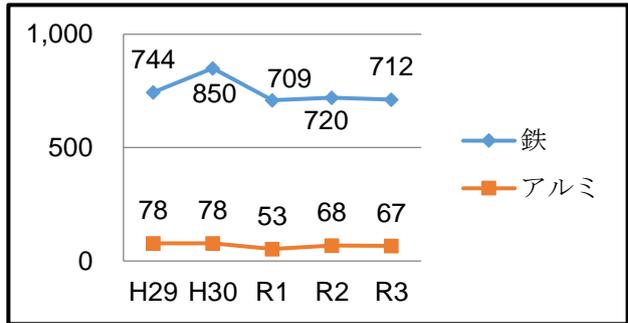
4 資源物の回収

資源の有効活用や最終処分場の延命化のため、搬入されたごみの中から資源物を回収しています。(単位：t)

(1) 不燃・粗大ごみからの鉄くず・アルミくず回収

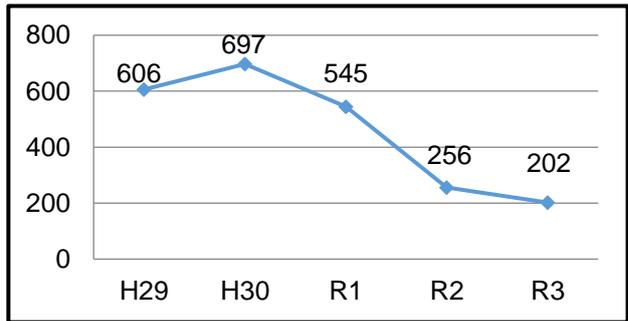
不燃・粗大ごみを破碎処理後、選別機で鉄くずとアルミくずを回収しています。

※R1までは旧粗大ごみ処理施設、R2は令和2年3月に竣工した不燃・粗大ごみ処理施設の実績です。



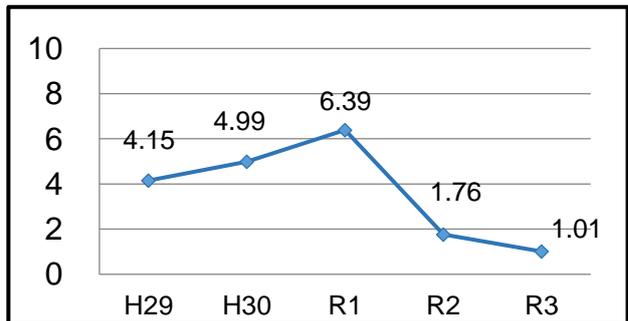
(2) 焼却灰からの鉄くず回収

焼却灰の中に混入している鉄くずを、選別機と手作業で回収しています。



(3) 焼却炉からのアルミくず回収

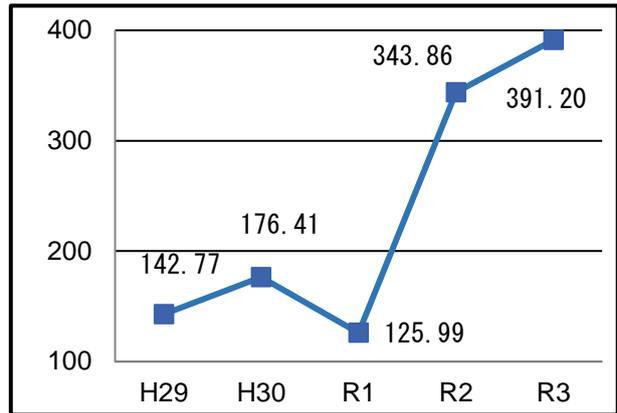
焼却炉内で溶けたアルミくずを回収しています。
(アルミ流れ)



(4) 不燃・粗大ごみからの小型家電回収

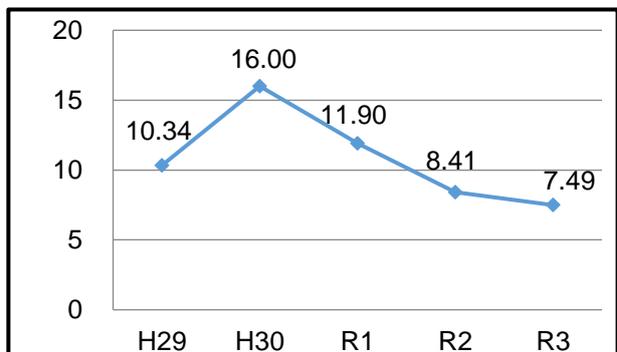
平成26年度から粗大ごみの中から、小型家電リサイクルの対象品を手作業で回収しています。

※R1までは旧粗大ごみ処理施設、R2は令和2年3月に竣工した不燃・粗大ごみ処理施設の実績です。不燃・粗大ごみ処理施設では、不燃ごみからの手選別による回収も行っています。



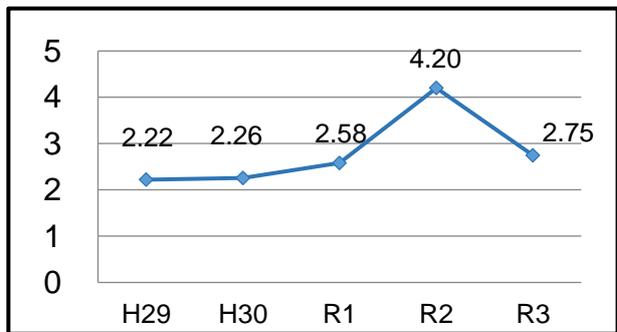
(5) 廃金属有価物のリユース

そのまま再利用できる家電・器具類を手作業で回収し、リユースを図っています。



(6) 可燃ごみからの古紙回収

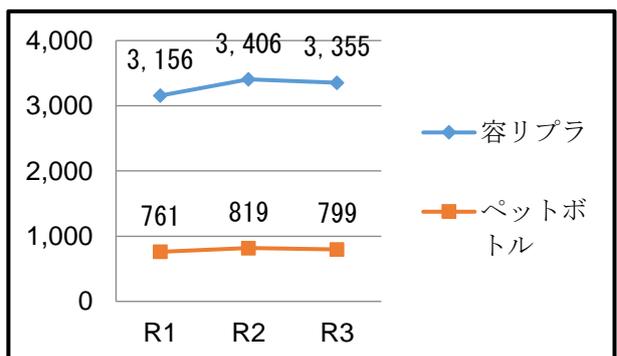
搬入車両に積載された段ボールなどを、別に保管して資源化しています。



5 容リプラ・ペットボトルの資源化

(単位 t)

資源物中間処理施設に搬入された容器包装プラスチック及びペットボトルを、選別した上で、圧縮・梱包し、資源としてリサイクルできるようにしています。



6 焼却熱の有効利用（こもれびの足湯）

衛生組合では、ごみ焼却炉の余熱で温めた地下水を利用する足湯施設（「こもれびの足湯」）を設置しています。

「こもれびの足湯」は、平成17年3月に周辺住民で構成される連絡協議会から設置の要望が出され、「衛生組合事業への理解」と「地域コミュニティの活性化」を図ることを目的として、平成19年4月に開設いたしました。

開場以来、地域の皆さんに愛され、玉川上水や野火止用水緑道のウォーキングを楽しんでいる方や遠方からお越しの方にも多くのご利用をいただいています。

○施設概要

所在地	小平市中島町3番5号	敷地面積	1,139.87㎡
主な施設	足湯3か所・手湯2か所・足つぼコース 男女トイレ・だれでもトイレ・更衣室・管理棟		

○利用料…無料

○利用時間…3月から9月 午前9時30分から午後4時30分

10月から2月 午前9時30分から午後4時

○休みの日…毎週木曜日（祝日の場合、翌平日） 12月29日～1月3日

焼却施設の点検日



7 焼却灰の有効利用

衛生組合でごみを焼却処理した後の灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場内に搬入しています。

この東京たま広域資源循環組合では、多摩地域のリサイクルの推進や最終処分場の有効活用等を目的とした、エコセメント化事業が進められています。

エコセメント化事業は、多摩地域から搬入される焼却灰を原料として、土木建築資材のエコセメントを製造するものです。当衛生組合の焼却灰もエコセメントの原料として再利用されています。

※破砕・選別処理した後の不燃物は、平成30年度から埋立せず資源化されています。



エコセメントで作られた椅子（エコタロー）



こもれびの足湯の縁石等にもエコセメントを使用

8 環境負荷を減らす取組

（1）地球温暖化防止のための取組

- ①衛生組合保有の庁用車について、燃費の良い軽自動車を優先して使用するなどによる、二酸化炭素排出量の削減
- ②焼却炉の助燃燃料の都市ガスへの転換による二酸化炭素排出量の削減
- ③機械設備の運転基準の見直しによる電力使用量の削減
- ④省エネルギー機器の導入による電力使用量の削減

（2）事務室での取組

- ①コピーの利用抑制や両面使用による紙の使用量の抑制
- ②冷暖房温度の適正管理や照明の不要時の消灯による電力使用量の削減

9 環境活動

環境負荷の継続的軽減に関する知識や技術を習得するために、各種研修機関での研修や専門機関の講習会の受講、先進施設の視察を実施しています。

また、火災などの緊急事態に対処するための訓練を、定期的に行っています。

（1）研修及び視察等

研修や講習を受けた専門機関

一般財団法人 省エネルギーセンター

（2）緊急事態対応訓練項目

- ①火 災……………消火器・放水銃等の操作訓練等
- ②停 電……………自家発電への切り替え、復旧後の安全確認等
- ③薬品等のもれ…作業マニュアルによる安全確保、施設設備への被害防止等
- ④設備の故障……………早期復旧作業の確認、取替え部品の在庫確保等

10 ダイオキシン類についての取組

平成12年11月から、ダイオキシン類対策連絡協議会及びダイオキシン類による健康障害防止対策委員会を設置し、ダイオキシン類対策に取り組んでいます。

なお、平成25年度から上記の協議会と委員会を統合し、ダイオキシン類対策委員会を設置して、引き続き作業従事者のダイオキシン類の暴露防止等に努めています。

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

平成12年12月にホームページを開設し、情報提供に努めています。
ホームページアドレス <http://www.kmy-eiseikumiai.jp/>

(2) 情報公開条例の制定

平成14年4月1日に情報公開条例を施行しました。これにより、情報を求める権利（知る権利）を保護し、情報公開の推進に努めています。
令和3年度は公開請求がありませんでした。

(3) 維持管理状況の記録及び閲覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4に基づき、廃棄物処理施設の維持管理状況を記録し、関係者の閲覧に供しています。

(4) ごみ処理事業に関する連絡協議会の開催

平成10年10月に、ごみ処理施設周辺の地域住民代表・組織市・衛生組合による「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」を設置しました。

会議では、組織市からごみ関連の情報提供、組合からごみ処理事業全般・施設の操業状況・環境測定結果・施設整備計画などを報告しています。また、地域住民の方々の要望や意見を伺い、相互の理解を深める機会としています。令和3年度は、2回開催しました。

さらに、ごみ処理事業に対する理解を深め、会員相互の交流を深めるため、年1回の施設見学会を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

【ごみ処理事業に関する連絡協議会の構成】

- ◎地域住民代表…小平市中島町地域10自治会、立川市幸町地域2自治会、東大和市桜が丘地域1管理組合（平成27年12月から）
- ◎組 織 市…小平市、東大和市及び武蔵村山市の担当課長
- ◎衛 生 組 合…総務課長、業務課長、計画課長及び参事（施設更新）

(5) 資源物中間処理施設運営連絡会の開催

資源物中間処理施設（以下「施設」という。）の運営について、相互の意見交換及び連絡調整を図ることを目的として、「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設運営連絡会」を平成30年8月に設置しました。

施設周辺の自治会・管理組合の代表者等及び施設を所管する課の課長で構成され、令和3年度は1回開催しました。

(6) 電光表示装置の設置

正門横の電光表示装置において、ごみ搬入・焼却に関するデータ等を表示しています。



(7) 広報紙の発行

組織市の市民の方々に、広報紙「えんとつ」を年に2回発行しています。(令和3年度は、特集号も1回発行しました。)

ごみ処理施設の周辺地域には、広報紙「えんとつ(地域版)」を年2回配付しています。

また、資源物中間処理施設の周辺地域には、「エコプラザスリーハーモニーNEWS」を年2回配付しています。



(8) 地域共生事業の実施

「つなげよう資源の輪、広げよう地域の和」をテーマとした、組合にとっての一大イベント、「えんとつフェスティバル」を地域の皆さんとの共催により、毎年10月第2土曜日に開催しています。

地場産野菜の直売、ごみ収集車展示、地域出演者による演奏、大道芸や模擬店などが行われ、楽しみながら清掃工場を知っていただく1日となっています。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



2 寄せられたご意見などについて

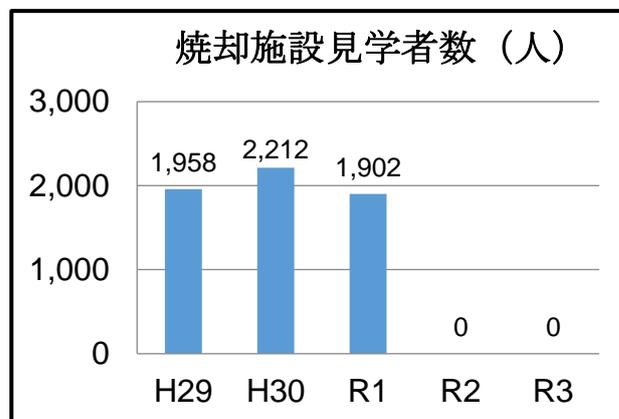
衛生組合に対する問合せ等については、迅速な対応を心がけています。

令和3年度においては、小平市道A-1号線の車両の通行に関する問合せをいただきました。

3 施設の見学

見学の内容は、施設の概要説明と場内見学です。所要時間は、焼却施設で約90分、資源物中間処理施設で約60分です。

令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受け入れを中止しました。



4 社会的活動

美化活動

衛生組合は、南側に玉川上水、北側には野火止用水があり、水と緑に囲まれた豊かな自然環境の中に位置しています。

衛生組合では、野火止用水敷の遊歩道等の清掃活動を定期的に行い、環境の維持に努めています。



衛生組合のあゆみ

年 度	内 容
昭和40年2月	小平・村山・大和衛生組合設立
昭和41年8月	1号炉しゅん工
昭和46年5月	2号炉しゅん工
昭和50年3月	3号ごみ焼却施設しゅん工・廃水処理施設しゅん工
昭和50年10月	粗大ごみ処理施設しゅん工
昭和61年11月	4・5号ごみ焼却施設しゅん工
昭和62年10月	1号炉・2号炉解体
平成2年11月	3号ごみ焼却施設焼却改造
平成10年3月	粗大ごみ処理施設改造
平成10年10月	ごみ処理事業に関する連絡協議会設置
平成10年12月～平成11年10月	循環型ごみ処理施設検討懇談会設置
平成13年度～平成18年度	焼却施設部分更新事業
平成19年3月	余熱利用施設「こもれびの足湯」しゅん工
平成26年2月～平成29年11月	3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会設置
平成28年12月～平成30年2月	新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会設置
平成30年8月	資源物中間処理施設運営連絡会設置
平成31年4月	資源物中間処理施設しゅん工
令和2年3月	不燃・粗大ごみ処理施設しゅん工
令和2年5月	新ごみ処理施設整備・運営事業開始
令和2年12月	粗大ごみ処理施設解体・3号ごみ焼却施設稼働終了

みなさまのご意見・ご感想をお聞かせください

「小平・村山・大和衛生組合 環境報告書2022」をお読みいただきありがとうございました。今後、さらに内容を充実させていきたいと思っております。

つきましては、みなさまのご意見・ご感想を今後の報告書作成の参考にさせていただきたいと思っております。お手数ですが、本紙をご記入の上、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

小平・村山・大和衛生組合 あて

FAX:042-343-5374

- 1 この報告書は、どのようにしてお知りになりましたか。

- 2 報告書をお読みいただいた感想はいかがですか。

(1) わかりやすい (2) 普通 (3) わかりにくい

- 3 報告書の内容についての感想はいかがですか。

(1) 充実している (2) 普通 (3) ものたりない

- 4 報告書の内容について、お気づきの点がありましたらご記入ください。

- 5 衛生組合の環境配慮の取組について、ご感想はいかがですか。

(1) かなり評価できる (2) 評価できる (3) 普通

(4) あまり評価できない (5) 評価できない

- 6 その他、ご意見・ご感想などありましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ以下にもご記入ください。

年齢	歳	性別	
お立場	1 近隣又は組織市の在住者 2 行政関係者 3 企業の環境担当者 4 その他		

環境報告書 2022

令和5年3月発行

名称 : 小平・村山・大和衛生組合
所在地 : 〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号
電話 : 042-341-4345
FAX : 042-343-5374
メール : info@kmy-eiseikumiai.jp